

令和2年度資材単価調査業務仕様書

第1条 適用範囲

本業務仕様書は、発注者を甲とし、受託者を乙とし、「令和2年度資材単価調査（以下、本業務という。）」の委託に適用する。

第2条 通則

本業務の遂行に当たっては、契約書、本業務仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書(案)」（令和元年8月京都府）（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第3条 業務の目的

本業務は、公共事業の工事費積算に用いる資材単価を決定するための基礎資料とすることを目的とする。

第4条 業務の内容、成果品等

本業務の内容、成果品の提出時期等については、別途定める「令和2年度資材単価調査業務特記仕様書」によるものとする。

第5条 業務計画書の提出

乙は、本業務の実施にあたり業務概要等について、共通仕様書に定める業務計画書を契約締結後15日以内に作成し、甲に提出しなければならない。

第6条 業務上の疑義

乙は、本業務の実施にあたり業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに甲と協議し、その指示を受けなければならない。

第7条 守秘義務

乙は、本業務の遂行上知り得た事項を、甲の許可なく公表又は他に引用してはならない。

第8条 調査員

- 1 乙は、本業務の遂行にあたる調査員を定め、甲に通知するものとする。また、乙は、調査員の中から本業務の遂行上の管理を行う主任調査員を定め、甲に通知しなければならない。
- 2 甲が調査員を不相当と認めた場合は、乙に対してその変更を求めることができる。

第9条 打合せ・協議

本業務を遂行するにあたり、乙は、甲と適宜打合せ・協議を行うものとする。

第10条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和3年3月25日までとする。